

令和5年度第3回総会（月例）議事録

日 時	令和5年6月28日（水） 午前10時開会
場 所	教育総合センター2階 女性会館
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	上四元 正昭
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、小村、児之原 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 事 飯泉 主 任 矢崎、米倉、西、平川
農政総務課	技 師 井手
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画の取下げに関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 喜入都市計画区域における用途地域の指定について 9 令和5年度最適化活動の目標の設定の修正について 10 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島県（財政課）から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議	<p>開 会（午前10時）</p> <p>長 定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第3回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>松元の発表委員は、17番委員に変更になります。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、園山委員、横峯委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題1「農地法第3条許可申請に関する件」、議題7「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
---	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 14 件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>3 ページ、番号12号につきましては、13番委員自身が申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（13番委員離席後）</p> <p>それでは、郡山、19番委員をお願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、申請理由：農業廃止、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1の23ページにありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」番号12号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（13番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、9番委員をお願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、既に20年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、既に20年以上耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、既に5年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号7号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 番号8号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。

1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>2,000㎡に足りない場合でも許可できるとなっていますが、今回の14件のうち、2,000㎡に達していない許可案件は何件になりますか。</p>
事 務 局	<p>今回は、6件ございます。</p>
2 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>備考欄に地域計画予定区域内、区域外がありますが、このことで許可をするにあたっての条件に影響がありますか。</p>
事 務 局	<p>地域計画予定区域内、区域外による許可の影響でございますが、現在、市長事務局において地域計画の区域について策定中でございますので、現時点では、影響がございません。ただ今後、地域計画の区域が確定した場合について、地域計画区域内の3条許可については、地域計画の計画内容とそぐわない内容の許可申請の場合、許可要件に該当しない可能性はございます。</p> <p>以上です。</p>
2 番 委 員	<p>許可要件に該当しないと断言していいのですか。</p>
事 務 局	<p>地域計画は10年後に目指すべき農地利用の姿をまとめるもので、地域計画区域内では将来の耕作者が記載されているものが発表されます。記載されていない方への所有権移転、利用権等については、まず地域計画の地域内の話し合いを経て、それを修正した後に、申請していただくこととなります。除外と同じような形になりますので、3条のみでの許可というのはできませんということです。</p>

2 番 委 員	わかりました。
1 3 番 委 員	今、2, 0 0 0 m ² に満たないのが6件あるという報告がありましたが、その6件も各地区では農家として登録してあるのですか。新規就農もありますか、これも農家として登録してあるのですか。
事 務 局	現在は農家という概念がありません。昔は農家台帳という形で、選挙権の関係で搭載していきましたが、今は農地台帳ということで、農地でそれぞれ管理しています。農家という規定が現在はないところです。
1 3 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 5ページ 2件	
議 長	次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題4「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号2号、松元の番号16号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議して頂きたいと思います。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号1号、変更前：建売住宅2棟、変更後：一般住宅1棟、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和4年4月14日、許可番号：農委第0325-68号。 資料7ページの第5条番号2と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。 7ページです。 番号2号、用途・施設：住家1棟62.31m ² 、庭敷地等186.69m ² 、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・北…他人田、南…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、変更前：植林185.00㎡、変更後：植林185.00㎡、申請事由：当初計画者が植林を実施できず、事業承継者が譲り受け植林を実施するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：平成26年12月19日、許可番号：農委第2685-23号。</p> <p>資料10ページの第5条番号16と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号16号、用途・施設：クヌギ40本185.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…市道、西・南…水路、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>又、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」番号2、16号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸資材置場500.00㎡、転回場等804.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…本人畑、南…山林、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、駐車場342.00㎡、東・南…本人畑、西…他人畑、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
17 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、住家1棟99.99㎡、庭敷地等230.01㎡、東・南・北…宅地、西…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>7ページ～12ページ 20件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山、松元の各1件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の18件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟113.44㎡、庭敷地等128.56㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…渡人畑、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟72.87㎡、庭敷地等236.12㎡、東…原野、西…市道、南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、建売住宅2棟143.67㎡、庭敷地等318.33㎡、東…宅地、西…農道、南…私道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟113.86㎡、庭敷地等288.14㎡、東・南…貸人田、西…宅地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、建売住宅1棟96.88㎡、庭敷地等230.12㎡、東・北…渡人畑、西…市道、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、駐車場75.00㎡、通路140.00㎡、転回場等349.00㎡、東…山林、西…渡人畑、市道、南…渡人畑、他人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、建売住宅2棟179.69㎡、庭敷地等266.31㎡、東…他人田、西…私道、宅地、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟105.16㎡、庭敷地等134.84㎡、東…宅地、西…市道、南…貸人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、仮設事務所1棟8.00㎡、仮設トイレ1棟3.00㎡、駐車場等129.00㎡、東・南…市道、西…宅地、北…他人畑、境界…土留、ブロック積、雨水…自然流下、污水…仮設トイレ、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、貸資材置場239.00㎡、通路等481.00㎡、東…墓地、西…雑種地、南…公衆用道路、北…山林、墓地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟118.56㎡、庭敷地等564.44㎡、東・北…市道、西…他人畑、南…農道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から北西に約6.1kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当します。</p> <p>また、申請地は東・北側に崖地があることから、有効面積が458.95㎡となり、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号13号、住家1棟91.09㎡、庭敷地等170.91㎡、東…私道、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、住家1棟132.08㎡、車庫1棟34.78㎡、スロープ76.44㎡、庭敷地等378.70㎡、東…市道、西…宅地、南…他人畑、北…里道、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は道路より高い位置にあり、乗り入れにスロープが必要であること、西側に崖地があることから、有効面積が427.91㎡となり、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、建売住宅1棟51.34㎡、庭敷地等261.66㎡、東…市道、西…渡人畑、南…渡人畑、宅地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、住家1棟82.81㎡、庭敷地等242.54㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、宅地分譲4区画808.15㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、宅地分譲5区画1,283.24㎡、東・西…宅地、南…市道、北…県道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、住家1棟52.17㎡、庭敷地等185.09㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号12号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されま す。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2番委員	<p>仮換地指定面積というのがありますが、今後変更になるという可能性はないの ですか。</p>
郡山支局	<p>仮換地の指定面積につきましては、区画で整備が終わった時点で、市の方から 所有者の方に仮換地指定面積の通知及び仮換地の使用収益開始日の通知を出して おりますので、面積が変わることはないと思っております。</p>
2番委員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号12号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件</p> <p>13ページ～15ページ 8件</p>	
議 長	<p>次に、議題5「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：車庫1棟、31年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：通路として22年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、31年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画の取下げに関する件</p> <p>別冊資料2 1件</p>	
議長	<p>続きまして、議題6「農用地利用集積計画の取下げに関する件」を審議します。</p> <p>別冊資料2です。</p> <p>それでは、伊敷、事務局から説明をお願いします。</p>
伊敷支局	<p>別冊資料2の3ページをご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、令和5年度第2回総会において審議いただき、5月31日に公告済でございます。</p> <p>公告後に、本件土地地番が分筆登記により存在せず、5月31日付けの公告が誤りであることが判明したため、貸付人及び借受人に事情を説明し、取下書の提出となりました。</p> <p>原因といたしましては、貸付人の分筆登記の忘失及び事務局による農地台帳確認不足によるものです。</p> <p>今後、このような事案が発生しないよう、農地台帳確認を徹底いたします。</p> <p>なお、今回審議していただき、承認後に取下げの公告を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題6「農用地利用集積計画の取下げに関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 農用地利用集積計画に関する件 16 ページ～32 ページ 29 件	
議 長	<p>次に、議題 7 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>25 ページ、番号 16 号につきましては、11 番委員自身が代表の農地所有適格法人が、30 ページから 31 ページ、番号 25 から 27 号につきましては、19 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、11 番委員、19 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、11 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(11 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 16 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>25 ページをご覧ください。</p> <p>番号 16 号、地目：田、面積 996.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間 3 年、区分：新規。</p> <p>令和 5 年 6 月 30 日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 16 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、11 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。19 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(11 番委員着席、19 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 25 から 27 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 30ページをご覧ください。 番号25号、地目：畑、面積886.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：更新。 番号26号、地目：畑、面積949.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：更新。 31ページをご覧ください。 番号27号、地目：畑、面積759.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：更新。 令和5年6月30日公告予定です。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」の番号25から27号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、19番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(19番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの25件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の16ページをご覧ください。 議案第7号、令和5年6月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権12件、18筆、19,715.00㎡。使用貸借権17件、31筆、24,644.00㎡。合計29件、49筆、44,359.00㎡です。 議案書の14ページから35ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8．喜入都市計画区域における用途地域の指定について 別冊資料3</p>	
議 長	<p>続きまして、議題8「喜入都市計画区域における用途地域の指定について」を審議します。別冊資料3です。 それでは、喜入、7番委員から説明をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、第二中高層住宅専用地域 約71ha、準住居地域 約23ha 4. 現況、申出地は、喜入駅周辺及び喜入支所から愛宕川までの国道周辺地域である。 5. 農業委員会の意見、市長部局による喜入都市計画区域における用途地域の指定については別紙のとおりで、用途地域指定予定地域は喜入駅や喜入支所周辺及び概ね宅地化率40%以上の街区であり、用途地域の指定はやむを得ないものと思われる。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>用途地域指定予定地域94haのうち、農地はいくらあるのですか。</p>
喜 入 支 局	<p>約94haのうち、農地に関しましては、約6.88haになります。</p>
2 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題8「喜入都市計画区域における用途地域の指定について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題9. 令和5年度最適化活動の目標の設定の修正について 別冊資料4</p>	
議 長	<p>続きまして、議題9「令和5年度最適化活動の目標の設定の修正について」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料4「令和5年度最適化活動の目標の設定の修正について」でございます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>2 最適化活動目標につきまして、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標が3月、4月の総会で承認いただきました時には、13日/月となっておりますが、これを10日/月に変更しようとするものです。</p> <p>修正理由としましては、令和5年5月29日付5経営第591号において、農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正が行われた為です。</p> <p>改正内容は、3ページをご覧ください。</p> <p>右側の改正前の下線部分です。「なお、前年度の活動日数の実績が目標として設定した活動日数を上回った場合、当該実績以上の活動日数を目標として設定するものとする。」という通知があったのですが、これが改正によりまして、左側の改正後、「なお、目標設定にあたっては、前年度の活動日数の実績を踏まえて、意欲的な活動日数を設定するものとする。」というものに変更されたので、前年度と同じ活動日数の10日に変更しようとするものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9「令和5年度最適化活動の目標の設定の修正について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 10. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料 5	
議 長	<p>次に、議題 10 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料 5 です。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料 5 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>今年 5 月、6 月の地区推進協議会でそれぞれの地区で出していただいた意見を集約いたしまして、複数の地域から出された意見を 4 つ掲げさせていただいております。</p> <p>1 生産資材等への支援について 不安定な海外情勢及び急激な円安の進行により、生産資材高騰が継続する恐れが見込まれます。高騰する肥料及び飼料については、昨年度から継続して一部補助を実施していただいておりますが、農機具等使用する燃料においても高騰していることから、生産者の資材コストへの影響が緩和されるように柔軟な支援策を講じていただきたい。</p> <p>2 有害鳥獣対策について 有害鳥獣被害は農業収益の減少だけでなく、耕作意欲を失わせ荒廃農地を増大させる大きな問題です。この対策として次の施策を講じていただきたい。</p> <p>(1) 電気柵の設置補助について 有害鳥獣の侵入防止策をして電気柵の設置は有効ですが、資材高騰の影響により設置を躊躇する農家があることから、補助割合の拡充をお願いします。</p> <p>(2) 有害鳥獣の駆除について 有害鳥獣被害の削減には個体捕獲が非常に重要です。このため、猟友会との連携による個体捕獲の強化（箱わな等）及び猟友会への補助の増額をお願いします。</p> <p>3 農道等の整備及び維持管理について 農道、里道及び農農業用水路の機能保全は健全な農業経営に必要な不可欠なものであるが、農業従事者の高齢化や農家戸数の減少により受益者のみでの維持管理が極めて困難となっている。適正な管理が行われなければ、農地の利用に支障が生じ遊休農地の発生の一因となることから、農道、里道及び農業用水路は、鹿児島市において維持管理していただきたい。</p> <p>4 スクミリンゴカイ（通称：ジャンボタニシ）の被害防除対策について スクミリンゴカイによる稲の食害が発生しており、駆除に係る薬剤の費用も増加しております。植え付け時に浅水管理するなどの対策も講じておりますが、スクミリンゴカイの増殖に追い付かず被害拡大を抑えられない状況です。スクミリンゴカイ対策として次の施策を講じていただきたい。</p> <p>(1) スクミリンゴカイのより効果的な防除対策の検討及び周知 (2) 薬剤購入費用の補助 以上です。</p>

議	<p data-bbox="375 156 406 190">長</p> <p data-bbox="462 156 1420 235">ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="478 280 798 324">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="430 369 1500 492">それでは、議題10「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第4回総会で再度審議したいと思います。</p> <p data-bbox="462 537 917 616">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 33ページ～35ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。33ページです。 照会日：令和5年5月24日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10 番 委 員	報告します。34ページです。 照会日：令和5年6月2日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、35ページです。 照会日：令和5年6月5日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 鹿児島県（財政課）から照会のあった農地等の現況について 36ページ 1件	
議 長	報告事項2「鹿児島県（財政課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。36ページです。 照会日：令和5年5月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月7日 鹿児島県へ報告済。

<p>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 37ページ～39ページ 11件</p>	
<p>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 40ページ～48ページ 23件</p>	
<p>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 49ページ～50ページ 4件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>37ページをお開き下さい。 報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。 登記地目別では、田8筆、7,207.00㎡、畑26筆、15,649.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が11件。権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、無が11件となっております。 38ページから39ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、40ページをお開き下さい。 報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が3件、駐車場が2件、合計5件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が11件、その他が5件、駐車場、店舗等が各1件、合計18件となっております。 41ページから42ページは、4条関係5件、43ページから48ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、49ページから50ページをお開き下さい。 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告」についてです。 伊敷地区で1件、吉田地区で2件、喜入地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>

6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料6 76件	
議 長	次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料6です。 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料6をご覧ください。 先月の地区推進協議会等で計76筆の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、関係部署へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 (議事終了：午前10時48分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事 務 局	・令和5年度第4回総会（月例）開催日時は、 7月28日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前10時50分）